令和6年度

宮城県放射光施設関連企業賃料補助金の手引き

令和6年3月

宮城県経済商工観光部新産業振興課

書類の提出・お問合せ先

宮城県経済商工観光部新産業振興課 産学連携推進班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1

TEL: 022-211-2721 (直通) E-mail: shinsanr@pref.miyagi.lg.jp

URL: http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shinsan/houshakouchinryou.html

1 補助事業の概要

1-1 補助事業の目的

県は、放射光施設NanoTerasu(ナノテラス)を核としたリサーチコンプレックス形成に向けて、企業の研究開発拠点等の立地を促進し、地域産業の活性化の増大を図るため、県内で新たに放射光施設関連事業所を開設する企業に対して、賃貸施設の利用に係る経費について、予算の範囲内において宮城県放射光施設関連企業賃料補助金を交付します。

1-2 補助対象者

以下の全ての条件を満たす方が対象となります。

- (1) 県内の賃貸施設に入居し新たに研究開発拠点等を開設する者
- (2) 次に掲げる要件のうちいずれかに該当する者
 - イ 日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に規定する製造業、学術研究、専門・技術サービス業のうち自然科学研究所、教育・学習支援業のうち大学又は知事が適当と認めるこれに類する業を行う事業所のうち、放射光施設 NanoTerasu を利用して研究開発を行う者
 - □ 日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に規定する学術研究、専門・技術サービス業のうち、商品検査業、非破壊検査業、その他の計量証明又は知事が適当と認めるこれに類する業を行う事業所のうち、放射光施設 NanoTerasu の利活用に資する事業を行う者
- (3) 次のいずれにも該当しない方
- ①放射光施設 NanoTerasu の整備・運営の主体となる事業者

(NanoTerasu 整備に係る地域パートナー、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び特定先端 大型研究施設の共用の促進に関する法律で定める NanoTerasu に係る登録施設利用促進機関等)

- ② 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)に規定する暴力団又は暴力団員等
- ③ 宮城県の県税を滞納している者
- ④ その他知事が交付対象と認めない者

なお、「NanoTerasu の利用及び NanoTerasu の利活用に資する事業」については、以下の考え 方によります。

■(2)イに記載の「放射光施設 NanoTerasu を利用」について

コアリション加入事業者に加え、コアリション未加入企業で一定時間 NanoTerasu を利用することが該当します。一定時間次世代放射光施設を利用するケースとしては以下の制度によるものを想定しています。

- NanoTerasu シェアリング 2000 (仙台市)
- ものづくりフレンドリーバンク(東経連ビジネスセンター)
- ・ 共用利用枠 (量子科学技術研究開発機構: QST) ※2025 年3月から
- ・コアリション加入事業者である共同研究先や分析会社の利用枠
- ■(2)口に記載の「放射光施設 NanoTerasu の利活用に資する事業」について コアリション加入企業が自社のコアリション利用枠を利用して、サービス提供等を行う場合が該当 します。例えば分析会社による受託測定、分析サービス等がこれにあたります。

1-3 補助対象経費

放射光施設NanoTerasuの利活用に際し、ラボ(研究開発拠点)又はオフィスとして使用する賃貸施設への入居に係る賃料の一部を補助します。

【対象外となる賃貸施設】

- 【↑ 申請者と親密な関係を有する法人又は個人*が賃貸人である施設
- ② 住居と兼用で利用している施設
- 【③ 放射光施設の利活用に資する事業以外の目的で使用している施設
- ④ 東北大学連携型起業家育成施設(T-Biz)
 - ※①の申請者と親密な関係を有する法人又は個人とは、親会社、子会社、グループ企業等関連会社 (資本関係のある会社、役員を兼務している会社、代表者の親族(三親等以内。以下同様)が経 営する会社等)及び代表者の親族(個人)のいずれかに該当する場合を言います。

【対象外となる経費】

- ① 共益費、光熱水費、敷金、礼金、保証金、仲介手数料などの賃料以外の経費
- ② 消費税及び地方消費税、振込手数料等の間接経費
- ③ 賃貸借契約書等において、月額賃料(税抜)が確認できないもの
- ④ 補助事業者自身が賃貸借契約を締結していないもの
- ⑤ 補助事業の契約から支払いまでの一連の手続きが期間内に行われていないもの
- ⑥ 契約書、請求書、振込控、領収書等の帳票類が不備のもの
- ⑦ 県に事前の承認を得ずに、補助金交付申請書に記載された内容を変更したもの
- ⑧ 補助対象となるオフィス等を第三者に対して有償・無償問わず貸し付けたもの
- ⑨ 通常業務・取引と混合して支払いが行われているもの
- ⑩他の取引と相殺して支払いが行われているもの
- ① 現金、他社発行の手形や小切手等により支払いが行われているもの(原則は金融機関や郵便局からの振込払いとなります。)
- ② その他、知事が適当でないと認めた経費

1-4 補助金の額

【補助率】賃貸施設の賃料の 1/3 以内(政令市及び中核市以外の市町村の場合1/2以内) 【上限額】1月につき 10万円

(注意)

- 1 補助金の額は百円未満の端数は切り捨てとします。
 - ② 入居開始日が月の初日でないとき又は退去日が月の末日でないときの補助金の額は、日割計算とします。 なお、日割は、該当月の実日数で行います。
 - ③ 原則、賃料と賃料以外の経費を区分した形の契約(賃料の明記)をお願いします。<u>賃貸借契約書内に共益</u>費等の金額が記載されていない場合等は、共益費5%、水道光熱費等10%を経費として一律に計上して下さい。
 - 例) 税抜の賃料月額100,000円(共益費、水道光熱費含む) の場合

共益費 =100,000円×5% = 5,000円・・・①

水道光熱費等=100,000円×10%=10,000円・・・②

補助対象経費=100,000円-(①+②)=85,000円(百円未満端数切捨て)

(計算例/政令市の場合(補助率1/3))

例1)月額賃料10万円(税抜、共益費等別) の物件の場合

補助金計算 = 100,000円 × 1/3 = 33,300円

補助金の額 = 33,300円/月

例2) 月額賃料60万円(税抜、共益費等別) の物件の場合

補助金計算 = 600,000円 × 1/3 = 200,000円 (上限10万円)

補助金の額 = 100,000円/月

例3) 月額賃料60万円(税抜、賃貸借契約書に共益費の記載無、水光熱費別) の物件の場合

共益費 = 600,000円 × 5% = 30,000円

補助対象経費 = 600,000円 - 30,000円 = 570,000円

補助金計算 = 570,000円 × 1/3 = 190,000円 (上限10万円)

補助金の額 = 100,000円/月

1-5 補助対象期間

初めて交付決定を受けた月の翌月から3年間が限度となります。

ただし、初めての申請が、県の該当年度の4月1日から4月10日までに行われたときは、そ<u>の月の</u> 初めから起算して3年間が限度となります。(1日に入居が完了している場合)

賃貸借契約の期間が県の会計年度を跨ぐ場合、年度毎に申請手続きが必要となります。

なお、次年度分については、宮城県議会で予算が認められた場合であって、年度ごとに審査のうえ交付決定を行います。 ※継続時は翌年度の4月10日まで申請をお願いします。

1-6 補助金の交付方法

<補助金の支払いは後払いになります。>

県から補助事業者への補助金の支払いは、原則として、<u>支払いが完了している経費が対象</u>となります。補助期間終了後に実績報告書(様式第4号)を提出していただき、県が内容を確認して補助金額が確定した後に指定口座への振込みとなります。

なお、実績報告書には、賃料の支払いを証明する書類の添付が必要となります。

○支払いを証明する書類の例

【振込の場合】 振込依頼書、通帳の写し、領収証

【現金の場合】 領収証、(現金を引き出した)通帳の写し

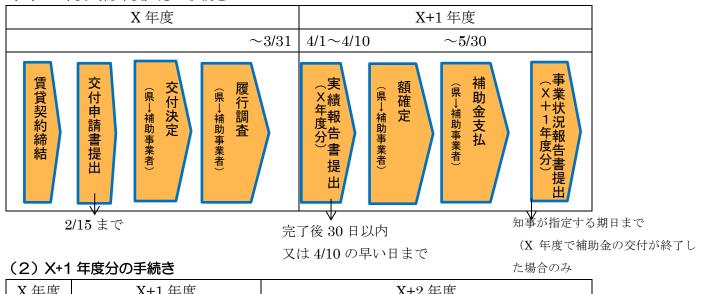
- 支払い証明書類は必ず、月額賃料(税抜き)の額がわかるようにした上で提出してください。
- ・共益費等他の経費と混同している場合は、補助金を交付できません。
- ・ 賃料と他の経費を一括で支払っている場合は、賃料以外の経費の内訳額が分かる書類(領収書、契約書等の写し)を添付した上で、月額賃料(税抜き)を明示して下さい。

2 申請手続き

2-1 手続きの内容

補助金交付申請、実績報告書提出等の各種手続きは以下のとおりです。 この手続きは、県の会計年度毎に行うこととなります。

(1) X年度(初年度)分の手続き



X年度 X+1 年度 X+2 年度 4/1~4/10 $\sim 3/31$ $4/1\sim$ \sim 5/30 (X+2年度分) 事業成果報告書提出 (X+1. 交付申誌 額確定 補助金支払 履行調査 交付決定 (X+1年度分) 夫績報告書提出 (県→補助事業者) (県→補助事業者) (県→補助事業者) (県→補助事業者) -年 度書 分提 出 知事が指定する期日まで 完了後30日以内 4/10 まで 又は 4/10 の早い日まで (X+1年度で補助金の交付が終 了した場合のみ

2-2 申請書類等の作成及び提出時期

区分	提出時期	提出書類	備考
(1)交付申請(初年度)	随時(4月分の賃料 を申請する場合は 4/10まで)	①補助金交付申請書 ② 事業計画書 ③ 補助金交付申請額内訳書 ④入居施設に係る賃貸契約書の写し、間取り図、その他契約内容を確認できる書類 ⑤宮城県の県税(税目:全ての県税)の納税証明書(1か月以内のもの) ⑥許認可を必要とする業種の場合は、営業許可	様式第1号 別紙様式1-1 別紙様式1-2
		証等の写し ⑦利用時間の付与を受け NanoTerasu を利用する場合は、利用承認書や契約書等の写し ⑧暴力団排除に関する誓約書・役員名簿 ⑨登記事項証明書(3か月以内のもの) ⑪定款 ⑪直近の決算書、事業報告書 ⑫会社案内、事業パンフレット、技術・製品・サービス等の説明資料(カタログ)等	(参考様式)
(1)'交付申請 (事業継続時)	翌年度の4/10まで	①上記(1)の⑪を除く全ての書類	
(2)変更申請	事業内容に変更が生じた場合	①変更承認申請書 ②補助金変更承認申請内訳書 ③変更(廃止)の内容を証する書類	様式第2号 別紙様式2-1号
(3)中止(廃止) 申請	事業を中止(廃止) する場合	中止(廃止)承認申請書	様式第3号
(4)実績報告	事業完了(廃止承認) から30日以内また は事業年度の翌年度 の4/10のいずれか 早い日まで	①実績報告書 ②賃料の支払いを確認できる書類〔領収書の写 し又は支払証明書(口座振込みの場合)等〕	様式第4号
(5)概算払いの 請求	概算払いを行う場合(原則精算払)	①概算払請求書 ②賃料の支払いを確認できる書類〔領収書の写 し又は支払証明書(口座振込みの場合)等〕	様式第5号
(6)事業状況 報告	知事が指定する期日 まで (補助事業終了1年 後分まで提出)	①事業状況報告書 ②前年度及び補助事業年度の決算資料、 事業報告書	様式第6号

[※]様式は、新産業振興課のウェブサイト内に掲載しています。

3 注意事項

3-1 応募書類の作成及び提出における注意事項

- ① 提出された書類は返却しませんので、必ず控えを保管して下さい。
- ② 書類提出に係る経費は、応募者の負担となります。
- ③ 提出書類に不備がある場合、再提出・追加提出していただきます。
- ④ 再提出、追加提出を求めた際、指定する期間内に提出されない場合は辞退とみなします。
- ⑤ 交付申請書は、県会計年度ごとに提出していただきますので、電子データ等で保存して下さい。

3-2 補助事業の審査・採択における注意事項

① 交付決定の可否は、書面にてお知らせします。

3-3 交付決定後の注意事項

- ① 交付決定は3か年度の補助金交付を保証するものではありません。宮城県議会において、予算が認められた場合に、希望者は当該年度の交付申請を行い、審査で認められると次年度以降の補助金交付決定を行います。
- ② 補助事業者は、<u>補助事業が完了したとき</u>(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。) 又は県の会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書(様式第4号)を県に提出して下さい。(事業完了(廃止承認)から30日以内または事業年度の翌年度の4/10のいずれか早い日まで)
- ③ 補助金は、実績報告書の提出後、それに基づく検査を経て補助金を支払する額が確定した場合にお支払いします。
- ④ 補助事業者が交付申請書に記載した内容と異なる事業を行った場合(事前に県の承認を受けた場合は除く。)や補助事業遂行の見込みがないと認められる場合には、補助事業の打切りをすることがあります。
- ⑤ 補助事業者は、<u>補助事業終了年度の翌年度知事が指定する期日までに、事業状況報告書を県に提出する必要があります。</u>

3-4 補助事業者の義務等

- ① 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその状況をあきらかにし、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、県の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなくてはなりません。
- ② 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合(補助対象となるオフィス等の移転をする場合や賃料改定があった場合など)又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に県の承認を受けなければなりません。
- ③ 補助事業者は県から求めがあった場合には、速やかに補助事業の遂行状況について、報告しなければなりません。

3-5 補助事業の取消し・返還

- ① 補助事業者が、以下のいずれかに該当した場合又は補助事業の打切りがあった場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。補助金の交付決定を取り消した場合で、 既に補助金が交付されているときは、補助金を返還することになります。
- ② 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- ③ 補助金を他の用途に使用したとき。
- ④ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。
- ⑤ 宮城県の県税を滞納したとき。
- ⑥ 宮城県暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)に規定する暴力団又は暴力団員等に 該当するに至ったとき

3-6 その他

- ① 補助事業の履行状況確認のため、県において実地検査に入ることがあります。
- ② 補助対象事業として採択された場合、企業名、代表者名、所在地、電話番号、設立年月、資本金、業種、従業員数、交付年度、補助金額、事業内容等について公表する場合があります。

3-7 Q&A

- Q1 すでに賃貸借契約期間中ですが、本補助金の対象になりますか。
- A1 対象になります。 ただし、NanoTerasuの利活用を目的に新たに賃貸施設へ入居したことが要件となります。
- Q2 要件を備えていれば必ず補助金の交付を受けられるのですか。
- A2 必ず交付されるものではありませんのでご注意ください。交付申請に対する審査は先着順に行います。申請時に、他の申請者への交付決定の合計額が県の予算の上限に達している場合、要件を備えていても補助金の交付が受けられません。
- Q3 仙台市内にある賃貸施設への入居を考えています。他の支援制度はありますか。
- A3 仙台市が実施する「仙台市リサーチコンプレックス関連拠点賃料補助金」の対象になる可能性があります。その場合、本補助金との併給が可能ですので、仙台市経済局企業立地課リサーチコンプレックス推進係にお問い合わせください。 (電話022-214-3154)
- Q4 賃料が値上げされた場合、補助金の額も増額されるのですか。
- A4 増額とはなりません。

ただし、月あたりの補助額が上限の10万円に達していない場合、予算の範囲内であれば、所 定の手続きを経た上で可能な場合もありますのでご相談ください。

Q5 本補助金の交付を受けています。

さらに新たな拠点を設置する場合、そちらも本補助金の対象となりますか。

A5 対象となります。

月あたりの補助額が上限10万円に達していない場合で、予算の範囲内であれば、複数の施設 を補助の対象にすることができます。